

岐阜市保保第179号
平成30年8月30日

各医療機関管理者 様

岐阜市保健所長
(公印省略)

医療施設における空調設備について

日頃は、当市の保健医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

医療施設の空調設備は、快適な環境の提供、医療効果の促進、感染防止に不可欠なものとなります。(医療法第20条)

つきましては、機器の定期メンテナンス(正常稼働するための点検・修理)を実施していただくようお願いいたします。

<参考>

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)

第二十条 病院、診療所又は助産所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。

担当

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地
岐阜市保健所保健医療課
医務薬務係 大矢、森田
TEL:058-252-7197
FAX:058-252-0639